

残高照会機能利用規定

本利用規定(以下、「本規定」といいます。)は香川銀行アプリ(以下、「本アプリ」といいます。)の一機能としてご利用できる「残高照会機能」(以下、「本機能」といいます。)を利用する場合等の取り扱いを定めたものです。お客さまは、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本機能を利用するものとします。

第1条 利用条件等

- 1.本機能の利用対象者は、当行に普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用の個人のお客さまのうち、本アプリを携帯端末機器にインストールのうえ、本規定に同意された方とします。
- 2.本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお利用時間内であっても、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 3.本機能の利用には、「パスコード」とあわせて、お客さまを特定するためのアカウントが必要です。アカウントは、お客さまのメールアドレスであり、本アプリ初回利用時に当行所定の操作をおこなうことにより設定してください。

第2条 パスコード

- 1.パスコードは、お客さまが任意に設定することができる4桁の数字であり、本機能初回利用時に当行所定の操作をおこなうことにより設定してください。
- 2.設定にあたり、生年月日や電話番号、同一数字等第三者に推測されやすい番号を指定することは避けてください。指紋認証機能および顔認証機能を利用することでパスコードの入力を省略することができます。ただし、指紋認証機能および顔認証機能は、当行所定の機能を備える端末でのみ利用可能です。
- 3.指紋認証機能および顔認証機能で利用するお客さまの指紋データ及び顔認証データは、お客さまのご利用する携帯端末機器内に保存され、当行は保管いたしません。

第3条 残高・明細照会

- 1.残高・明細照会はお客さまが登録した口座の残高データの取得、表示および入出金明細データの取得、表示をおこなうサービスです。
- 2.残高・明細照会によって取得した入出金明細データは、お客さまが利用する携帯端末機器内に一時的に保存され、当行は保管しません。
- 3.お客さまが本アプリを初期化または削除した場合は、携帯端末機器内に保存したデータはすべて削除されます。
- 4.利用できる口座はお客さま本人名義の口座とし、本機能初回利用時に登録する普通預金口座一つを含む以下の科目です。

- A. 普通預金(決済用普通預金・総合口座の普通預金を含む)
- B. 貯蓄預金
- C. カードローン
- D. 定期預金

第4条 パスコードおよび携帯端末機器の管理等

- 1.パスコードは、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。なお、パスコードの不正使用等の恐れがある場合は、すみやかに当行に本サービスの停止依頼を届け出てください。
- 2.お客さまは、本アプリをインストールした携帯端末機器を用いて第三者が本サービスを利用しないように、当該携帯端末機器をお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
- 3.携帯端末機器がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。

- 4.本アプリを利用する携帯端末機器を一度でも不正に改造すると、本アプリが正常に起動・動作しない場合があります。
- 5.携帯端末機器の機種変更や処分に際しては、必ず事前に本アプリを携帯端末機器から削除してください。

第5条 利用の停止、解除および再開

- 1.パスコードを当行所定の回数以上、誤って入力した場合、本機能の利用ができなくなります。
- 2.前号により利用停止となった場合は、本アプリをアンインストール後、再度インストールし、口座登録から始める必要があります。なお、ご登録いただいていた口座情報はすべて削除されます。
- 3.本アプリを携帯端末機器から削除する場合には、事前に本アプリ上から前項に規定するアカウントの削除をおこなってください。アカウントの削除をおこなわない場合、お客さまの携帯端末機器のご利用環境によっては、アプリ削除後も本アプリでご利用の設定が残る場合があります。

第6条 通信料の負担

本アプリのインストールおよびご利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担です(本アプリのバージョンアップや本アプリが正常に動作しないことによる再設定などで追加的に発生する通信料を含みます)。

第7条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、高松地方裁判所を管轄裁判所とします。

第8条 規定等の変更

この規定の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。この特約の内容および関係規定の内容を変更する場合、その変更内容をホームページに掲示する等の方法により周知します。

以上

(令和3年12月14日現在)